

# 豊中市 地域コミュニティ拠点施設の再整備プラン 概要版

## ～多世代がつながる身近な地域活動拠点～

### 1. 地域コミュニティの活性化に向けたこれまでの取組みと課題

市では、「豊中市自治基本条例」のもと、市民及び事業者が地域における自治を推進するための組織である **地域自治組織** の形成とその活動を支援



- 地域自治組織が形成された校区 = 8 校区
  - 検討段階 = 3 校区
- 令和 2 年度（2020 年度）時点で 計 11 校区

地域自治組織の形成支援をさらに推進することが課題

#### 地域自治組織とは

地域で活動する様々な分野（教育や福祉、防犯など）の団体に活動する住民を含めた多くの人々が、それぞれの知恵や力を持ち寄って、自分たちの地域に必要な取組みを話しあう「場」

地域自治組織の範囲 = 原則、小学校区程度

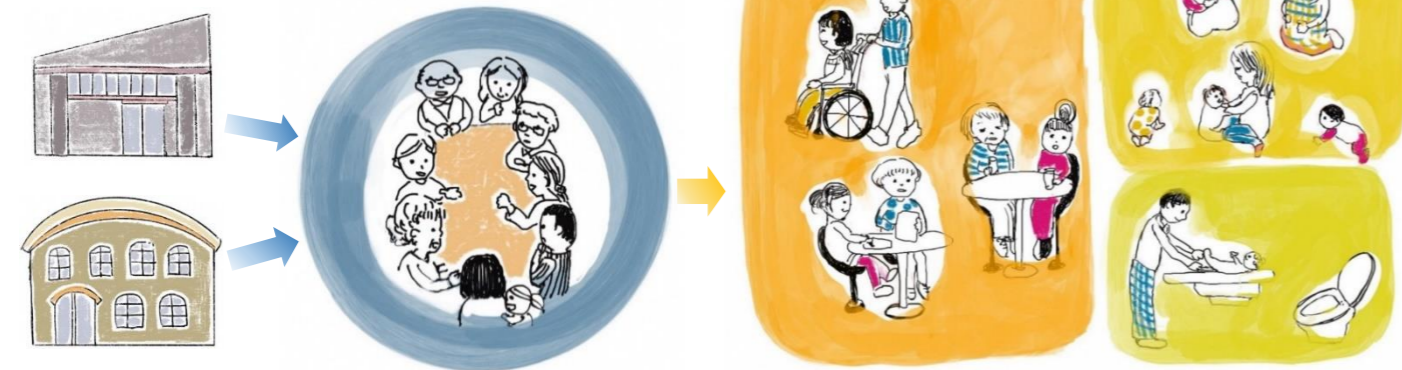
### 2. 地域活動拠点の充実に向けて

集会機能を有する施設だけでなく、小中学校や文化学習施設、スポーツ施設など多くの公共施設の更新時期が重複し、**将来世代の負担**に  
→市全体として、優先順位をつけて計画的に施設を更新していくことが必要  
→公共施設等総合管理計画と整合を図りつつ、地域活動拠点の充実をめざす

「将来世代の負担軽減」と「めざす姿」を両立させるためには

このままでは、老朽化した集会施設が、再整備の優先順位がつけられないまま多く残されてしまう状況に

清潔感があり、初めての人でも入りやすく、地域の人々が活発に活動している、そんな地域コミュニティ拠点施設の「めざす姿」を共有するため今しっかりと話し合い、集中的に投資し、再整備を行う  
→将来世代の負担を軽減



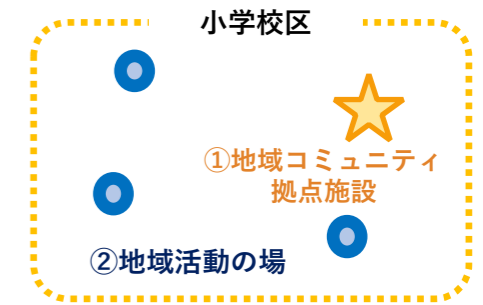
### 3. 地域コミュニティ拠点施設の再整備方針

#### (1) 配置の方針

小学校区ごとの施設配置のばらつきを解消  
学校再編がある場合にも旧小学校区単位で地域コミュニティ拠点施設を配置

#### (2) 施設選定の方針

小学校区ごとに既存集会施設の中から再整備する施設を選定  
地域自治組織の形成や学校再編を契機とする  
地域との対話を通して順次再整備



#### (再整備後の施設配置イメージ)

小学校区ごとに地域コミュニティ拠点施設が配置され、その他の地域活動の場の充実が図られている

#### 既存公共施設の再編の考え方

施設名称	再編の考え方
地区会館	① 財産区財産により市費を投入せず維持管理・運営されている地区会館は再編の対象としない（引き続き財産区での運営を継続） ② 市費により運営されている地区会館は原則として運営を地域に委ねる（譲渡を含む） ③ ②のうち、地域の希望があれば位置づけを変更し、地域コミュニティ拠点施設とする
老人憩の家	校区内の既存集会施設の再編や建替え等にあわせ、多世代交流が可能となる地域コミュニティ拠点施設と位置付けることを検討
コミュニティプラザ	原則として地域コミュニティ拠点施設と位置付けることを検討
共同利用施設	① 騒音対策区域内の共同利用施設は存続を原則とする（建替え時に機能精査により延床面積を調整） ② 騒音対策区域外かつ地域コミュニティ拠点施設とならない施設については、校区内の地域コミュニティ拠点施設や他の共同利用施設との統合を検討する（必要に応じて各共同利用施設の対象区域を再編）
市営住宅集会所	建替等により集会所を再整備する場合は、地域コミュニティ拠点施設と位置付けることを検討
コミュニティルーム（小学校内）	校区再編や再整備にあわせ、学校とセキュリティを分けた地域コミュニティ拠点施設を整備することについても検討

### 4. 再整備に向けた検討スケジュール

- すでに地域自治組織が形成されている校区や学校再編が行われる校区において、先行して検討を進める。
- 施設再編の検討にあわせ、各校区で地域自治組織の形成に向けた働きかけを実施。
- 令和 10 年度（2028 年度）公共施設等総合管理計画見直しにあわせ、進捗状況を総括、見直しを行う。